

仕 様 書

京都市文化市民局元離宮二条城事務所

保存整備（担当：松本）

電 話：(075)841-0096

F A X：(075)802-6181

件 名	二条城二之丸御殿遠侍障壁画応急修繕
履 行 期 間	契約の日の翌日から令和8年3月31日まで
契 約 条 件	1 概 要 本業務は、（国宝）二条城二之丸御殿遠侍廊下長押上障壁画の応急修繕を行うものである。 2 業 務 内 容 (1) 対象障壁画（別紙1参照） （国宝）二条城二之丸御殿遠侍南入側長押上障壁画3面 ・2-TS-P1-54（東より1間目） ・2-TS-P1-55（東より2間目） ・2-TS-P1-57（東より3間目） (2) 内 容（作業員2名以上・2日） ア ローリングタワーの組み立て 元離宮二条城事務所から提供するローリングタワーを用いること。廊下にシートおよびコンパネで養生した上で、本市職員の指示のもとローリングタワーを組み立てること。シートは受注者が持参すること。コンパネは、本市が提供する。作業に必要な照明は受注者が準備すること。 イ 四分一の取り外し 障壁画を固定している四分一及び釘を取り外す。四分一はなるべく破損しないように注意して取り外すこと。四分一は、取り付けられていた位置に復旧できるように、本市職員の指示する場所に一時保管すること。 ウ 障壁画の取り外しと移送

	障壁画を取り外し、ハترون紙で梱包し、本市職員の指示する場所へ移送する。移送の手段は本市から指定しない。 エ ハترون紙の貼り込みと四分一の復旧 障壁画を取り外した壁面にハترون紙を画鋏等で貼り込み、四分一を元の位置に復旧する。 オ 障壁画の応急修繕 移送した場所で、障壁画の亀裂部分のうち、作業可能な大きさの亀裂部分については、亀裂がこれ以上広がらないように、適宜、和紙と糊でブリッジをかける。修繕作業の終わった障壁画を安全な位置に移動させ、糊を乾かす。 カ 障壁画の梱包と収蔵 糊が乾いていることを確認し、ハترون紙で梱包する。本市職員の指示する場所に収蔵する（別紙2参照）。 (3) 作業日時 作業日時は本市職員と協議の上決定する。なお、原則下記の日程（二之丸御殿休殿日）からいずれか2日を設定すること。但し、二之丸御殿外での作業の場合は、下記の日程以外でも作業可能である。また、下記の日程での作業が困難な場合は、16時45分以降であれば別日でも作業可能である。 7月1日（火）、8日（火）、15日（火）、22日（火）、29日（火） 8月5日（火）、19日（火）、26日（火） (4) その他 受注者は本業務終了後、完了届及び報告書（作業前写真、作業中写真、完了写真等）を作成し提出すること。 3 場 所 元離宮二条城（京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地）内 4 留意事項 (1) 履行に当たっては必ず担当者の指示に従うこと。 (2) 表具工または作業員については、文化財建造物において表具の修理を行った経験があるものをあてること。なお、上記の条件を満たすことを証明する書類の提出を求める場合がある。 (3) 国宝建造物内での作業も含まれているため、履行に当たっては、き損の生じることがないように十分に配慮すること。万が一き損が生じた場合には、速やかに本市担当者にその旨を報告すること。 (4) 本仕様書に記載のない事項または仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。
--	---